

意見書

～少年矯正を考える有識者会議提言素案に対して～

平成22年11月22日

委員 石 附 敦

素案第5「在院（所）者の不服申立制度等の整備」（14頁以下）について、次のとおり意見を述べる。

1 検討の在り方について

広島少年院における一連の不適正処遇事案を深刻に受け止めて、在院（所）者の不服申立制度等を整備するためには、素案第4の1(1)「不適正処遇の徹底防止」（6頁以下）に挙げられた①から④の素案の要因（①職員の人権意識の著しい低さ、②幹部職員の監督機能の不全、③周囲の一般職員の黙認・風潮、④不服申立制度の不備）等について、なぜこのような要因が生じてしまったのか更に十分な分析・検証を行うことが重要ではないか。

そして、新たな不服申立制度を作るには、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（刑事収容施設法）における三つの不服申立制度（157条以下）が参考になると思われるが、先行するこれらの三制度の運用状況や運用上の工夫について、適切な資料に基づき十分な検討を行うべきではないか。

その上で、少年院・少年鑑別所では少年の資質・特性といった少年固有の事情としてどのようなものがあるか検討して、それを加味して考える必要があるのではないか。例えば、少年自らは申告しにくい、あるいは教官からの強い影響を受ける、さらには法定代理人たる親権者が存在するといった点を十分に踏まえた制度にする必要があるのではないか。

この不服申立制度等の整備は、私たち有識者会議のメンバーに課せられた重要なテーマの一つである。そして何よりも、広島少年院不適正処遇事案における被害少年達、すなわち、更生へと導いてくれるはずの教官達から陰湿な暴行を受けて辛く惨めな思いをした多くの子ども達の犠牲を無駄にしないためにも、私たちは十分な分析・検証をした上で万全の制度構築に向けた提言をしなければならないはずである。しかし、果たしてそれができたといえるであろうか。今からでも遅くはないので、適切な資料を基にして議論を尽くすべきではないであろうか。

2 更なる議論が必要と思われる点

検討の在り方については以上のとおり考えるところではあるが、素案にある不服申立制度について、現時点で更なる議論が必要と思われる点は次

のとおりであるので、本日を含めた今後の有識者会議にて議論した上、その結果を踏まえた提言にしていきたい。

(1) 迅速に審査する手立ての構築

在院（所）者に対する少年矯正施設の職員による違法な有形力の行使といった事案については、迅速に審査できる手立てを構築すべきである。

素案にあるように、不服申立の書面の様式及びあて先を統一・一本化した場合には、法務省に申立てが集中して、急を要する事案とそうではない事案との区別が付かず、結局急ぐべき事案に迅速に対処できないという弊害を生むおそれがある。

「行刑改革会議提言」においても、「（それまでの）情願については速やかに処理することができなくなっている。」「情願については、違法又は不当な処分等に対する不服とその他の苦情を区別せずに対象としていることも、速やかに処理できない一因と考えられる。」と分析した上で、現在の刑事収容施設法における三つの不服申立制度のように迅速に審査できるルートを確保すべきである旨提言している。刑事収容施設法における各不服申立制度の実際の運用状況については必ずしも明らかではないが、行刑改革会議提言にてそのような検討がされていたことは大いに参考にしてよいものとする。

いずれにせよ、審査を待たされる少年の心情に配慮して迅速に審査されるべきであることは前回の有識者会議でも発言したところであるが、広島少年院不適正処遇事案では、日常的に暴行等が加えられていたようであるので、一日でも早く救い出せる手立てを制度化すべきである。

そして、少年の発達段階を考慮しても、少年院の教官から暴力を受けた場合などのように迅速な処理を要するケースに該当するか否かという程度の区別をつけることは少年にとっても十分可能であるから、不服を申し立てる段階で少年にこの程度の選別をさせても特段の問題はないと思われ、申立てを一本化して法務省の担当者に選別を委ねるよりも迅速な審査が期待できるのではないか。

また、申立先についても、法務大臣等に一本化することで迅速な審査ができるかについては検討を要するものと思われる。この点は、矯正管区長への申立てを認めている刑事収容施設法の運用状況が参考となろうし、また、申立先を法務大臣等に一本化するよりも、矯正管区長への申立てを認めたほうが少年にとって申し立てやすいことはないかという観点からの検討も必要と思われる。

なお、素案（15頁）においても言及されているが、刑事収容施設法における不服申立制度と同程度に適正かつ迅速な処理を確保するための実効性ある制度とする必要があるから、裁決等に至るまでの努力期間の

設置、裁決等の義務付け等の手当ては不可欠であろう。

(2) 在院（所）者同士の重大な事件・事故（いじめを含む）についても、少年院外部へ訴えられる制度を構築すること

素案（16頁）にも触れられているとおり、集団生活を基本とする閉鎖的施設である少年院においては、在院（所）者同士のいじめなど深刻な問題が発生するおそれがあり、家庭裁判所調査官としての自分の経験としても、実際そのようなことを少年等から聞いたことがある。

もちろん、在院（所）者同士の事件・事故については教官に相談したり、日誌に記載するなどの方法が考えられようが、広島少年院の教訓からすると、在院（所）者同士の重大な事件・事故（いじめを含む）についても、不服申立制度のルートに乗せて少年院の外部にある矯正管区や法務大臣等に訴えられる制度を構築すべきである。素案（16頁）においても、同様の問題意識に基づく記載があるものの、問題の重要性に照らして制度化すべき旨明示すべきであると考えられる。また、在院（所）者同士の重大な事件・事故については、(1)の迅速に審査する不服申立制度の対象に含めるべきである。

なお、広島少年院不適正処遇事案を受けて法務省がアンケートを実施したことで新たに数例の不適正処遇事案を把握できたことは、定期的なアンケート実施の有用性を示している。これは少年自らが申告しづらいという事情も背景にあるものと思われる。また、アンケートの実施は、被害を受けた少年自身は申告しづらくても、被害状況等を目撃するなどした他の在院（所）者からの申告も獲得できるという意義がある。素案（16頁）において、「従来からある院（所）長申立制度は、…今後も継続させ、一層の充実を図るべきである。」とされているが、そうであれば、院（所）長として、定期的なアンケートを実施するなどして、不適正処遇や在院（所）者同士の事件・事故の把握に努めなければならない責務と位置付けることも十分考慮に値する。

(3) 保護者への通知制度及び保護者自身の不服申立権付与（保護者の地位の明確化）

少年については、基本的に法定代理人である保護者がいるということも成人と異なる特徴である。

少年法においては、保護者について、少年の権利・利益の擁護者等の立場にあるものとして、付添人選任権（少年法10条1項）、審判出席権（少年審判規則25条2項）、抗告権（少年法32条）等の権利が付与されるなど保護者の地位が明文化されている（田宮裕・廣瀬健二編「注釈少年法（第3版）」36頁）。このこととの均衡からすると、少年院においても、保護者の地位を明確化させ、例えば不服申立制度について

は、保護者にも不服申立権を付与することは十分検討に値する（代理人弁護士による不服申立も同様であろう。）。

そして、保護者が不服申立権を適切に行使するためには、少年が不服申立制度を利用したり懲戒を受けた場合、重大な事件・事故等が発生した場合、病気・怪我によって医療措置が施された場合などに、保護者に速やかな連絡を行う制度的枠組みも必要となってくる。

また、保護者については、単に指導、助言その他適当な措置の対象としてではなく（少年院法12条の2）、少年の権利・利益の擁護者としての地位を確認し矯正教育等の実施状況に関する情報提供も積極的に行い、施設に対する十分な理解と協力を得るべきではないか。そのようなことを通じて、保護者に処遇への関心を高めさせることができれば、少年の更生意欲向上にもつながることが期待できるとともに、円滑な社会復帰に資することになると思われる。

(4) 再審査制度の導入について

公平かつ公正な救済を図るため、刑事収容施設法における再審査制度やその運用状況を参考として、再審査制度の導入を検討すべきである。